

在校生の皆様へ

大原簿記ビジネス公務員専門学校京都校

緊急事態宣言解除に伴う授業体制について

大原学園京都校では、関西3府県での緊急事態宣言の解除を受けて、**3月1日(月)より、「短縮・分散登校の体制」から「通常の授業体制」へ移行いたします。**

今後の状況によっては、授業体制をさらに変更する可能性があります。変更等があれば、ポータルサイト(またはHP)を通じて連絡いたしますので、定期的に確認をお願いいたします。

●注意事項

- ①健康観察(検温の実施等)を行い、発熱や倦怠感などの症状がある場合には、学校に連絡の上、登校を控えてください。
- ②登下校時及び校内では必ずマスクの着用をお願いいたします。
- ③アルコールなどによる手指消毒にご協力ください。
- ④教室のドアや窓を開けて換気を行います。教室内等が寒くなることが予想されますので、暖かい服装で登校をしてください。
- ⑤水分補給時のマスク着脱時に友人との会話を控えてください。
- ⑥登下校時、寄り道などはせず、可能な限り**3密を避けた行動**を心がけてください。
- ⑦不要不急の外出を自粛してください。

●発熱や倦怠感などの症状がある場合

原則、かかりつけ医となっている地域の診療所に相談することになりますが、夜間や休日、かかりつけ医がいない場合には以下の相談窓口へご連絡ください。

【相談窓口】

京都府 きょうと新型コロナ医療相談センター：075 (414) 5487

外国語対応も可能

対応語：英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語（10時から20時）

タイ語（9時から18時）

滋賀県 受診・相談センター 大津市在住者：077 (526) 5411、大津市以外在住者：077 (528) 3621

※なお、医療機関から新型コロナウイルス感染症と診断(疑い含む)された場合は、速やかに学校へ連絡してください。

今後も感染症に関する状況に注視しながら、政府・自治体の方針や行動計画に基づき、必要な対応を実施して参ります。

以上